

環太平洋産業連関分析学会 個人正会員規定

2018年11月3日制定

(目的)

第1条

この規定は、学会細則第2条に基づき、個人正会員となる者の資格及び入会を認められた個人正会員が守るべき事項を定めることを目的とする。

(個人正会員の資格)

第2条

個人正会員の資格は、本人の申し出により、資格条件を満たしていることを運営委員会が確認した場合に認められる。ただし、入会申込みには、原則として個人正会員2名の推薦を必要とする。

(個人正会員の権利)

第3条

個人正会員は次の権利を有する

1. 総会議決権
2. 副会長選挙権
3. 副会長被選挙権
4. 和文学会誌への投稿の権利
5. その他、別に定める諸権利

(個人正会員の義務)

第4条

1. 個人正会員の年会費は12,000円とする。
2. 個人正会員は、年会費を当該年度の3月31日までに納入しなければならない。
3. 個人正会員は、入会申込書の記載事項に変更があった場合には、速やかに届け出なければならない。

(個人正会員の退会)

第5条

個人正会員は、退会届を会長に提出することにより退会することができる。ただし、当該年度までの未納会費がある場合は、未納会費を納めなければならない。また、4月1日以降新年度に入って退会届を提出する場合には、新年度分の会費を支払わなければならない。

(個人正会員の権利制限、及び資格喪失)

第6条

1. 年会費納入の督促を受けた個人正会員は、一定の猶予期間後に個人正会員としての権利を一時停止する。
2. 個人正会員の年会費未納期間が長期にわたる場合、当該個人正会員は資格を喪失する。

(個人正会員の再入会)

第7条

1. 退会した個人正会員は、当該年度の年会費を納入し、運営委員会で認められた場合、改めて入会することができる。
2. 年会費未納により資格を喪失した個人正会員は、未納会費を納入し、運営委員会で認められた場合、改めて入会することができる。

(個人情報の取り扱い)

第8条

本会は、提供された会員の個人情報を、学会の運営上必要な目的以外の目的には一切利用しないものとする。また、事務局以外の第三者への提供・開示も行わない